

編輯部報情閣內

週報

號日九十月四

第三一號

昭和十四年四月十九日發
（准物認可）

（每週一回水曜日發行）

五錢

新東亞
讀本

3 法幣の話

護國神社制度の確立
日ソ漁業條約の妥結
國民精神總動員の新展開



露光量違いにより重複撮影



靖國の英霊に 應よへ

目次 (四月十九日発行)

護國神社制度の確立 内務省神社局 三〇

海軍作戦近況 海軍省海軍軍事費及部 三六

日ソ漁業條約の妥結 外務省情報部 三〇

國民精神總動員の新展開に際して

有馬中央總動員部長 九

法幣の話

支那幣 土成計左右 三

四月七日(金) 露光量増加

四月八日(土)

四月九日(日)

四月十日(月)

四月十一日(火)

四月十二日(水)

四月十三日(木)

四月十四日(金)

週間日誌

新聞の概観
四月十二日(水)
四月十三日(木)
四月十四日(金)

報

週

護國神社制度の確立
海軍作戦近況
日ソ漁業條約の妥結
國民精神總動員の新展開に際して

新聞の概観
四月十二日(水)
四月十三日(木)
四月十四日(金)

露光量違いにより重複撮影



靖國英

週刊

幸福

目次 (四月十九日発行) (第一三一三號)

護國神社制度の確立 内務省神社局…二頁
海軍作戦近況 海軍省海軍軍務部長…三頁
— 國際時事解説 —
日ソ漁業條約の妥結 外務省情報部…三頁
増徴法の修正 大蔵省

國民精神總動員の新展開に際して

鉄道の建設 有馬中央總監長…九頁
興亞大業の進展 平沼内閣總理大臣…三三頁
實效を擧げるの道 荒木委員長委員長…三五頁
今後の總動員運動 筑紫中央聯盟理事長…三〇頁
國民精神總動員強化方策 國民精神總動員新展開の基本方針…三三頁

本讀班東新 (3) 法幣の話 支那經濟 土屋計左右…三五頁
研究班

四月七日(金) (前號追加)
▼フランコ政府は三月廿七日防共協定參加
▼フランコ政府は三月廿七日防共協定參加
▼フランコ政府は三月廿七日防共協定參加

四月八日(土)
▼汪兆銘、日本の條約觀を反駁し第四次
▼汪兆銘、日本の條約觀を反駁し第四次
▼汪兆銘、日本の條約觀を反駁し第四次

四月九日(日)
▼イラン國王太子殿下御成婚式觀禮特使
▼イラン國王太子殿下御成婚式觀禮特使
▼イラン國王太子殿下御成婚式觀禮特使

四月十日(月)
▼興亞院初の進駐會開幕
▼興亞院初の進駐會開幕
▼興亞院初の進駐會開幕

四月十一日(火)
▼政府と中央物價委員の懇談會閉
▼政府と中央物價委員の懇談會閉
▼政府と中央物價委員の懇談會閉

四月十二日(水)
▼華政權の四月政勢に備へて、西部防衛
▼華政權の四月政勢に備へて、西部防衛
▼華政權の四月政勢に備へて、西部防衛

四月十三日(木)
▼朝鮮皇族王殿下、觀禮より歸國
▼朝鮮皇族王殿下、觀禮より歸國
▼朝鮮皇族王殿下、觀禮より歸國

四月十四日(金)
▼銀貨(舊)初空運
▼銀貨(舊)初空運
▼銀貨(舊)初空運

今週の歴
▼廿日(金)從業者雇入勸告發行
▼廿日(金)從業者雇入勸告發行
▼廿日(金)從業者雇入勸告發行

週間日誌
四月十四日(金)
▼銀貨(舊)初空運



護國神社制度の確立

内務省 神社局

(一)

今回招魂社制度の改善整備が企圖せられ、いよこの四月一日を以つて、招魂社の社名を護國神社と改稱し、右に關する制度の確立を見るに至つた。

そも、招魂社制度の濫觴は遠く明治初年に在るのであるが、爾來年を關すること七十有餘年、今や全國に百三十一社を數ふるに至つたけれども、その間殆んど自然の發展に委ねられ、神社の制度としてすこぶる不備なものがあつた。いはゆる國家の宗祀として遺憾の點が尠くなかつた。従つて一般識者の間に於いては、夙にその改善整備が要望せられ、殊に今次事變勃發以來、招魂社崇敬の念が澎湃として昂まるに伴ひ、之が制度確立の必要が痛感せらるゝに至つた。當局に於いてはこの問題の重大性に鑑み、事の慎重を期して、昨年頭初以來各方面の意見を徵するとともに神社制度調査會の議に附し、鋭意制度改正に關する諸準備を進めつゝ、あつたが、去る三月十五日右に關する諸法令が公布せら

(2)

れ、四月一日より施行せらるゝに至つたのである。今回の改正は、神社制度上極めて重要な問題であり、この時局下特に意義深きことと考へるので、招魂社の沿革をかへり方改正の概要を述べてみたいと思ふ。

(二)

謹んで按ずるに、招魂社は畏くも、嘉永六年以來、唱義精忠天下に魁して國事に斃れた者及び明治元年、伏見戰爭以來東征各地の討伐に於いて従軍戦死した者等の忠節を嘉し給ひ、その忠魂を慰めらるべき特別の御恩召を以つて、明治元年五月十日、京都東山の地に新たに祠宇を設け、永くその英靈を祭祀し、尙ほ向後王事に身を殲した者をも合祀せらるべき旨、太政官布告を以つて仰出されたのをその起源とする。この五月十日に、明治天皇の下し給うた御沙汰書を拜すると、如何にこれ等殉國志士の忠節に對して御嘉賞と御哀悼の至情を垂れさせ給うたかが拜察せらるゝのであつて、洵に恐懼感激に堪へない次第であるが、當時各地の藩主等も亦この聖旨を奉體して、その所屬藩士戦歿の地その他各所に於いて招魂場を營み祭祀を行ふものが相次いで生ずるに至つたのである。明けて明治二年には東京九段坂上に新たに東京招魂社が創建せらるゝこととなつた。次いで明治七年に至るや舊藩主又は人民の私設に係る各地招魂場は爾今官費を以つて維持せらるべき旨仰出され、翌八年、その支給定額を定めて茲にはゆる官祭招魂社の制度の誕生を見るに至つた。更に同八年には従來京都東山に合祀せられた英靈のみならず、當年まで各地に於いて皇事に

(3)

斃れた英靈を併せて東京招魂社に合祀せらるゝこととなり、且つ各地に於ける招魂場は従前の通り存置せしめるとともに、その社名を初めて招魂社と統一せられたのである。越えて明治十二年には東京招魂社を靖國神社と改稱し別格官幣社に列せらるゝ旨仰出され、爾後數次の戦役事變に際し殉難忠節の士を合祀せられ今日に至つた。

尙ほ前述の如く各地の招魂場は明治八年招魂社と稱することとなり官祭の制がとられたけれど、その後漸次私費を以つて之が創立を出願するものを生ずるに至り、明治十年下野國大田原宿に創立が許可せられたのを期として、爾今私費を以つて建設のものに限り内務省に於いて之を許すこととなり、いはゆる私祭招魂社の制を成すに至つたのである。その後明治十二年には招魂社明細帳を調製し、同二十三年には受持神官を置く等、漸次制度が整備せられて今日に及んだのであるが現在何ぶんにも明治初葉以降に於ける三十に足らざる雑多な規則が存するのみであつて首尾一貫せざるの憾みあるのみならず、社名に於いても、祭祀に於いても、神職の制に於いても、また財産會計に於いても、すこぶる曖昧不備の點が多く、國民奉養の至誠を達成せしめる上に十分でないものがあつたことは遺憾に堪へないところであつた。今回の改正は、即ちこれ等の不備を正し疑義を明らかにし、神社としての制度を明確ならしめ、以つて國民崇敬の至誠に對へ、いよゝ御神威の發揚を期し、國民精神作興の基幹たらしめんとするに在るのである。

(三)

今回の制度確立の根本の要點は、社名を護國神社と改稱することと、招魂社の沿革と祭祀の實情とを考慮して現行の府縣社以下神社に關する制度を適用したことである。

第一は社名に關する事項であるが、元來招魂社なる字義は、在天の神靈を臨時に招濟するが如くに聞え、萬世に亘り神靈の鎮座坐しす神社名としては妥當を缺くおそれがあるので護國神社と改稱せられた。「護國」の稱は、良くも明治十五年一月四日陸海軍軍人に賜はりたる勅諭に「國家の保護に盡さば」、明治十八年十月二十七日軍旅授與式の勅語に「國家を保護せよ」、又明治五年十一月二十八日徵兵令制定の勅語に「國家保護の基を立てんと欲す」との御言葉を拜するを思ひ合すれば、護國神社御祭神の勳功を稱ふるに最も適しく、また既に護國の英靈等の用語が用ひられて親しみ深く社名として誠に熟した稱呼と存せられる次第である。

社名に關しては世上或ひは靖國神社分社若しくは靖國神社分靈社と稱することを唱へられた向もあるが、別格官幣社靖國神社と護國神社とは、上述の如く全く別個のものであつて、護國神社は靖國神社の分社又は分靈社ではなく、護國神社の御祭神は靖國神社の御祭神の一部を別に奉祀することになつてゐるのである。また従前官祭招魂社の社名には官祭なる稱呼を冠せしめてゐたが、護國神社と改稱せらるゝに際し之を廢止することとなつた。社名に官祭の稱呼を冠するのは明治三十四年以來のことであり、反面自然に私祭の稱呼を生ずるに至つたが、之は元來事務上の便宜に出たものであり、制度の整備せられる今日、護國神社に官私祭の區別があり、同一護國神社の祭神に官私祭神の別を附することは極めて理由のないことと思はれるので、近き將來に於いて國費の支給

について改正方を考慮する意味の下に、先づ以つてその稱呼を廢することとなつたものである。今回の制度改正の第二の主眼は、護國神社の制度は大體に於いて府縣社、郷社、村社等、いはゆる府縣社以下神社の制度を適用するものなることを明確ならしめたことである。

招魂社は前述の如く神社の制度として之を見ればすこぶる不備ではあつたが、素より神社であり、行政的に永年府縣社以下神社の制にならつて取扱はれ來たつたものであつて、従つて今回の改正に當つても、この沿革を尊重し、之を現行神社制度の軌道に乗せる方針によつて取扱ふを適當とせられたのである。その結果、社格に於いても従前の通り之を附せざるものとし、祭祀、神職、神饌幣帛料の供進、財産會計等に關しても、すべて府縣社以下神社に關する諸法令が適用せらるゝに至つた次第である。尤も護國神社は、一般神社と多少異つた沿革と意義とを有するために、その特性を發揮し、いよゝその御神威を發揚するに努められたことは勿論であつて、以下少しくこの點に觸れてみたいと思ふ。

(四)

護國神社に社格が附せられなかつたのは、上に述べたことが一の大きな理由であるが、なほ従前の招魂社に於ける祭祀の實情に照すと、府縣社等に於ける祭祀と同一視し得ざる點があり、官祭の制度の存することも考へ合されて遂に社格を附せられず、今後列格を豫想せられざる制度となつた次第であつて、將來列格を豫想せらるゝいはゆる一般無格社とは異なることに注意を要する。

併しながら現在全國に於ける護國神社は、その規模に於いて、崇敬の狀態に於いて、大小區々であつて、之を全部同様に御待遇申上げることとはかへつて神社の實情に適さないおそれがあるために、護國神社に二様の取扱をすることとなり、大體に於いて内務大臣の指定する護國神社は府縣社に準ずる御取扱とし、然らざるものは村社に準ずる御取扱とせられた。而して内務大臣の指定する護國神社と然らざるものとの制度上又は行政上の差異は第一に社名に、第二に神職の制に、第三に神饌幣帛料の供進について最も多く現はされてゐる。

社名については内務大臣の指定するもの以外に在つては、道府縣名を冠することが出來ない。神職については明治二十三年に定められた受持神官の制が廢せられ、府縣社以下神社同様社司社掌が置かれることとなつたが、内務大臣の指定する神社には社司及び社掌を、然らざるものには社掌のみを置くのである。次に護國神社には新たに他の神社と同様、地方公共團體より神饌幣帛料を供進して奉養の誠を致すべき途が拓かれたが、これ亦内務大臣の指定する護國神社には道府縣より、然らざるものには市町村より供進せらるべきものとなつた。

次に護國神社の特色が強く現はされたのは、祭祀に關する事項である。即ち一般神社の祭祀は國家の法規によつて統一せられてゐるが、今回の改正に當つて、護國神社については特別の規定が設けられて特色が發揮された。護國神社の祭祀は素より上述の一般原則により府縣社以下神社に關する祭祀法令が適用せられるのであるが、これ以外に鎮座祭及び合祀祭が新たに大祭に加へられ且つその祭式祝詞が定められてゐる。

なほ例祭についても、一般には従來の規定があるにかゝらず、その特性に基づき別に祭式祝詞が定められた。これ等の祭式の中、特に注意を要するのは、陸海軍の關係部隊代表者が祭典に列して祭文を奏上することを得、また祭神の緣故者即ち遺族が祭典に列することが出来るやうに考へられた點等である。更に祝詞に於いても祭神御生前の勳功にふさはしい文辭を用ひ立案せられてゐるのである。なほ一言申添へたいのは、一般神社に於いては、神饌幣帛料は祈年祭、新嘗祭及び例祭に際して供進せられるのであるが、護國神社に於いては特にその例祭、鎮座祭及び合祀祭に際して供進せられることとなつてゐる。

(五)

以上極めて概略ではあるが、今回の護國神社制度の確立について申述べた次第である。惟ふに現下の時局は極めて重大であつて、帝國は今や國策の遂行を期し、その總力を擧げて東亞新秩序の建設に邁進しつゝある。この時に力り護國神社制度の確立を見たことは誠に意義深きものあるを覺ゆるのであるが、われ等國民は上下を擧げて畏くも招魂社が明治初年、皇室の特別の御思召によつて創始せられたことを想起するとともに、いよゝ護國神社奉養の赤誠を效し、一死以て至誠報國の範を垂れさせ給うた御祭神の神功を偲んで、これを龜鑑として臣民たるの道を顯揚し、大いに神國日本の前途に榮光あらしめねばならぬ。

國民精神總動員新展開に際して

特輯

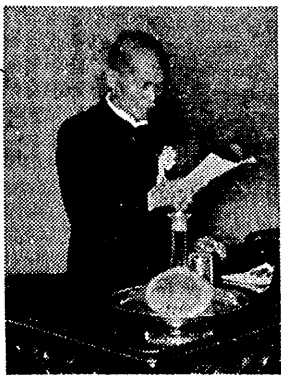
銃後の聖戰 (挨拶)

國民精神總動員 有馬良橋

本日茲に平沼内閣總理大臣並びに荒木國民精神總動員委員會委員長を始めとして、官界及び民間各位の御來臨を辱うし、國民精神總動員強化大講演會を開催致しましたところ、かく多數各位の御來會を得ましたことは、邦家の爲め、誠に欣幸に存するところであります。て、厚く御禮申上げる次第であります。

御承知の如く、支那事變は大御秘威と我が忠勇なる皇軍將士の力戰奮闘によりまして、戦果はますます擴大するとともに、時局は今や東亞新秩序建設の段階に展開致しつゝあります。目下支那の各地に於きまして支那の直面せる危局を

自覺せる愛國の支那人士に依つて更生新支那建設の氣運が次第に成長せんとしつゝありますことは、東亞の爲めに悦ぶべき次第であります。然るに國民政府は依然として長期抗戰最後の捷利を豪語しつゝありますことは畢竟彼等の背後に第三國の策動と援助があるためであります。由



挨拶有馬良橋會長

りまして居りまして、蒋介石がそれ等列強の傀儡となり國民を塗炭の苦しみ陥れつゝあることは實に憫む

べき次第であります。かゝる國際情勢の間に處して我が國が遺憾なく事變の最後處理を爲さんことは前途頗る容易ならざるものあるを覺ゆるのであります。

顧みまするに一昨年支那事變の勃發に伴ひ、政府は先づ國民精神總動員の運動を起されました。乃ち同年九月九日內閣告諭を發し、舉國一致、盡忠報國、堅忍持久の三大指標のもとに、奉公の至誠を捧ぐべく國民の一大奮起を促されたのであります。

而して政府はこの運動を普く國民に徹底せしめんが爲め、全國に有機的の組織を有する七十有餘の有力團體を糾合し、政府の外郭團體として國民精神總動員中央聯盟を組織せられたのであります。

爾來早くも一年有半の歲月を経過致しました。この間に於いて中央聯盟が運動中主力を注いだものを擧げますれば、都市並びに農山漁村を通ずる實生活に關して各種の調査委員會を設けてそれ／＼調査を行ひ、政府の施設に俟たねばならぬものは、之を政府に上申して實施を促し、また國民の實踐を必要とするものは、地方廳及び加盟團體を通じて廣く勸奨してその實行を求め、以つて國民精神總動員運動の徹底化に努力を拂つて來たの

であります。

然るに時局はいよ／＼重大深刻化し、事變の新段階に入ると共に、國民精神總動員の運動も、從來の儘では不十分であり、その効果を擧げることも困難と思はれるに至つたのであります。

依つて中央聯盟は、昨年八月以來政府に向つて再三その旨を進言し、その改組強化に對して、政府の決意を促したのであります。

現平沼内閣は、中央聯盟の上申意見を斟酌して、總動員運動強化の方策を立て、新機構の下に總動員運動の再出發を圖らるゝに至つたのであります。眞に慶賀に堪へぬところであります。

爾、つて從來の總動員運動の跡を檢討致しまするに地方の農山漁村に於いては、その趣旨が或る程度まで徹底して、相當の實績を擧げて居るに反し、都市に於いては時局認識を缺乏遺憾の點少からざるものがあるのであります。

殊に殷賑産業に従事する者の一部には、時局の影響に基づき好況に委せて、極端なる浪費濫費を揮らざる人のあることは當に銃後の風紀を紊すのみならず延いて

は財政經濟上にも悪影響を及ぼし甚だ遺憾に存する次第であります。之に反して地方の農山漁村に於いては努力も物資も不足を告げつゝあるにもかゝらず良く銃後奉公の赤誠を捧げて涙ぐましい奮闘を致しつゝあります。

又、他の一面に於いては、事變の影響を蒙り、父祖傳來の職業を失ひ、生活を脅やかされ、如何なる業務に轉ずべきか、日夜苦惱を續けてゐる實に氣の毒な人々が、數十萬の多きに達してゐるの實情であります。

かくの如き「銃後の戦死傷者」ともいふべき、氣の毒なる人々に對する同胞の情義としても、殷賑産業關係の人々は須らく自肅自戒せられんことを切望せざるを得ません。況んや戰場に生命を捧げたる將士の遺族や傷痍を蒙つて不具の身體となれる勇士や、また困苦缺乏と犠牲とを忍んで第一線より歸還せる將士等に對しても大いに憚るところが無ければその影響の及ぼすところ國民の總親和に如何なる悪結果を招来しないとも限りません。また況んや共產主義者や國際間諜の暗躍に間隙を與へることとなるかも知れないのであります。

我々國民は今後特にこの點に對して、深く思ひを廻らさねばならないと考へます。

畏くも第七十四回の帝國議會開院式に於いて、賜はりました勅語には、

「東亞ノ新秩序ヲ建設シテ東亞永遠ノ安定ヲ確保センカ爲ニハ實ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發揮トニ俟タサルヘカラス」

と仰せられてゐるのであります。我々は須らく聖旨を奉戴し、萬邦に冠絶する盛國の大理想を顯揚して、日本精神をますます昂揚し、眞に一億一心となつて、時艱克服の爲めに邁進しなければなりません。

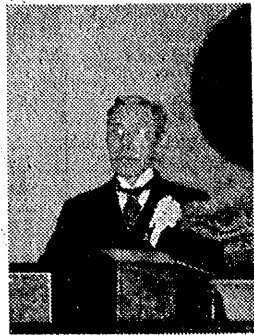
政府は現下「綜合國力の擴充」「國家總動員態勢の強化」「日滿支を通ずる經濟力の擴充發展」及び「緊迫せる國際情勢に對處し得べき國防の充實」を、當面の急務として鋭意その實現化に努力せられつゝあります。

而して我が中央聯盟は、國民精神發揚の推進力たることを期すると共に、今回誕生を見ました内閣の國民精神總動員委員會と、緊密なる提携協力の下に中央聯盟独自の企畫立案をも行ひ、戦時下の經濟國策に對する國民の協力につき、一段の努力を拂はんとするものであります。私どもは本中央聯盟の再出發に當り國民各位の御協力をこひねがふと共に堅き覺悟を以つて使命の達成

のために邁進せんとする志を茲に披瀝致しまして御挨拶に代へます。

興亞大業の翼賛

内閣總理大臣 平沼騏一郎



上野原閣内閣總理大臣

國民精神總動員の體制を一新し、茲に官民一體の舉國實踐運動を展開せんとするに當りまして、所信の一端を披瀝し、全國民諸君と共に時局の現段階に處すべき覺悟を新たにしたいと思ふのであります。

征戰既に一年九ヶ月に及び、御後威の下に國威を遺憾なく中外に輝かし史上未曾有の戰果を收めつゝあります。この戰果を全うして曠古の大業たる東亞大建設の目的を貫徹するは、一に我々一億同胞の雙肩に懸つてゐる大なる責務であります。凡そ長期持久の戦ひに於きまして、最も肝要なるは國民精神の昂揚持續であります。

殊に戦ひが大局的に建設の段階に入り、いはゆる戦後の經營を主とする時機に於きましては、堅忍持久の精神を一層堅固にし、實質剛健、積極進取の氣風を作興しなければなりません。徒らに戰勝氣分に陶醉し、國民精神が弛緩し、戦後の經營宜しきを得ず、爲めに戰果を全うし得なかつた例は史上乏しくないのであります。況んや今次事變は建設に進むと共に、一面に於きまして、尙ほ廣大なる武力戰の遂行を必要とする情勢にありまするが故に、一段と不退轉の決意を堅くし、我が傳統的精神力を發揮する必要があるであります。

抑、東亞の安定を確保して世界平和に貢獻すると共に、國際正義を確立し以つて人類の福祉を増進するは、帝國不動の國是であります。この國是は帝國の大精神に淵源し、天地の公道に基づくものでありまして、東亞新秩序建設は實にこの國是を具現すべき目標であります。

既に更生新支那に於きましては、混亂せる現時局を收拾し、日滿兩國と相提携して東亞の新建設に邁進せんとする氣運の澎湃たるものがあります。臨時政府、維新政府、蒙疆政府、これらは漸次育成強化せられ、ありまして、その他の各地に於きまして、同憂具眼の士が

相次いで驟起しつゝあるのであります。これ等が中央政權に發展し、強固なる基礎に立つて、その機能を完全に發揮する状態に達します迄には、前途尙ほ容易ならぬものがあります。藉すに時日を以つてしなければならぬことは勿論であります。

これ等新興政權は支那大陸に於ける大部分の重要資源、經濟力、交通等をその治下に收め支配的勢力を構成しつゝあるのであります。この支配的勢力を更に擴大強化致しまして、日滿兩國との提携を密にし相協力して新建設に邁進するの時、國民政府も亦大局を遠視し容共抗日の政策を抛つて正道に歸らざるを得ないことでありませう。然しながら尙ほ國民政府にして容共抗日の政策を固執するに於いては漸じて之を潰滅しなければなりません。即ち帝國は今後長期に亘り支那大陸所要の地域に駐兵し、治安を確保し、諸般の工作を進展せしめて以つて新興政權の基礎をますます鞏固ならしむると共に、依然積極的な武力戰と併行して、諸般の戰爭手段を盡して飽く迄も國民政府の潰滅を期してゐるのであります。

翻つて今日の國際情勢を見ますに、列強の對立

はますます甚だしく各國齊しく萬一に備へてその國防力の強化整備に急いでをります。而して東亞に關係多き各國の眞剣なる軍備充實は帝國と致しまして之を看過することは出来ないのであります。帝國はこの趨勢に鑑み充分自強の途を講じなければなりません。外國の不當なる干渉壓迫を排除し得るの實力を備へるのでなければ、東亞新秩序建設の實現は不可能であるといふことは火を語るよりも明白なることでありまして、帝國は萬難を排して國力の増強に努め、軍備の充實を圖りつゝある次第であります。

かくして帝國は、今や國民政府の潰滅と、大陸に於ける經營と、我が國力の増強充實、この三目標に向つて邁進してゐるのであります。この三つの大きな目標はいづれも東亞新秩序建設の爲めの基礎的要件であります。帝國は今日の時局處理の終局の目的を東亞新秩序の建設に置いてゐるのであります。即ち日支間の新らしき國交を調整して日滿支三國の互助連環の關係を樹立し、これを樞軸として東亞の新體制を創建せんとするのであります。日滿支三國が相携へて共同防共の達成、新文化の創造、經濟結合の實現に邁進することは、即ち明朗

なる新東亞を建設し三國ともに共榮の慶福を享け共存の實を擧ぐる所以であります。

かくの如き公正なる事變處理の方策は、一に我が帝國の大精神に淵源し、八紘一宇の大理想を實現せんとするに外ならないのであります。天地の公道に基づき國家百年の大計に稽へ日支間の紛争を根絶し、東洋永遠の平和を確保せんが爲めでありませぬ。之を實現する上に於きましては、國民精神の昂揚と我が國力の増強充實を圖り帝國の東亞に於ける指導的地位をますます、強固ならしむると共に、八紘一宇の精神を發揚致しまして、東西各國をして風を望んで帝國に敬服し來るの境地に達しなければならぬのであります。かくして始めて帝國を核心とする東亞の新秩序が建設されるものなることを確信するのであります。

今次事變はその規模に於いても將又これが我が國の今後の國運を左右する點に於いても、眞に未曾有の大事業であり、武力戰の遂行は勿論、戰後の經營に於いても、正に總力を盡し全智全能を傾注して之に當らねばならぬものであります。而してかゝる大事業が決して一朝一夕に成し得るものでない。そのことは勿論前途に幾多の

難關を伴ふことも覺悟しなければなりません。同時にこの難關は帝國興隆途上に於ける試練であり、これを打開して前進するは一步々帝國の大目標に近づくことに外ならないのであります。我々は現にこの國家興隆の契機に際會して居るのであります。政府は國民政府の決議と、大陸に於ける經營と我が國力の増強充實の三大目標の下に諸般の政策を着々實行に移して居りまして、今後に於いて成案を得ましたるものより順次これを實行に移す考へであります。これ等政策に對する全國民の衷心よりの協力は、之が圓滿なる遂行を期し得る根本でありまして、東亞新秩序建設の成否を決する鍵となるのであります。

帝國は一大難關に際會する毎に、舉國一致の赤誠は彌が上にも發揚せられ、よく我が國威を中外に輝かした光輝ある歴史を有するものであります。祖先傳來の大和魂は、我々の胸中に絶えず蘇つて來るのであります。この歴史と精神は脈々として我等の身心を躍動させ、奮起させずには措かぬものであります。我々は今昭和の御代に生を享け、この時局に際會し、皇國興隆の基を築くべき重大なる責務を負つてゐるのであります。

す。一億の同胞は、心を一にし、各々その業務に精勵し、奉公の誠を效し以つて、聖恩に報い奉るとともに、大陸建設の礎石となりました幾多の英雄を慰めなければならぬと思ふのであります。私は老軀を掲げまして國民諸君とともにこの難局に當らんとするものであります。

實效を擧ぐるの道

國民精神總動員委員長 荒木貞夫

國民精神總動員運動が今回その陣容を新たにし眞に朝野官民一體の運動として發見するに當り、不肖非才を以つて委員長の重責を拜し茲に一億の同胞と共に匪躬の誠を效して聖旨に答へ奉らんと期し、その第一歩に於いて茲に所懐の一端を申し述ぶるを得るは欣快とするところであります。

超非常時、戰時體制、興亞の大業、東亞新秩序の建設等、これ今日我が國を通じて叫ばるゝ聲であります。而して我が同胞は非常の覺悟と多大の希望とを以つて克く今日の艱難に堪へつゝ明日の建設を樂しみて懸命の努力を爲し、大御稜威を仰ぎその御威徳の光被によりてこの聖業達成を心より祈念致してゐることは誠に力強きこ

とでありまして、何國も今日迄我れに一指をも染め得ぬのは實にこの爲めであると信じます。併しながら變轉極まりなき國際情勢は一刻も計り知り難く、一波動けば萬波起り東西兩洋とも暗雲低迷して明日を逆睹し難く、東亞新秩序の建設とともに更に之に備ふるの急一段と増進するに至つたのであります。然るに我が國內の情勢を顧みればこの状態と相副はざるものすこぶる多きを痛感致されるのであります。



荒木貞夫委員長の演説
この國運を打開し皇運を扶翼し奉る爲めには更に一覺悟を新たに

せねばならぬことを痛切に感ずるのであります。事態は一刻の偷安も許し得ない容易ならざる秋となつたのであります。而してこの事態は相當の長期を覺悟せねばなりません。故にこの國民精神總動員が一時の浮薄なものであつ

てならず、眞に百年の大計を定むべき深遠重厚なものでなければならぬと信ずるのであります。即ち今次精神總動員基本方針の趣旨に於いてこの事を述べてゐる所以であります。

回顧すれば事變以來我が忠誠なる同胞は克く國民精神總動員の必要を解し、夙に盡忠報國の誠を效し學國一致の戦時體制確立に努力し、その眞剣なる活動により幸ひに今日迄銃後の固めに些の隙もなかりしことは誠に御同慶に堪へざるところであります。併し事態は前述の如く一段と緊迫してゐることを考へます時、果して今日のこの程度に於いて満足すべきでありますか。

伏して惟れば我が國民は曾て精神作興の詔書を拜し振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ

と仰せられてゐることを銘記致してゐるのであります。爾來幾度か聖旨を拜し幾度か學悟を固めながら、その實效を擧ぐる點に於いては實に恐懼に堪へざることのみであります。今日の世局に鑑み、我々は特にこの一節を奉誦し、畏みてその實效を擧ぐるに専念せねば、この世界を擧げてのいはゆる「觸即發」の形勢に處して興隆日本

を築き上ぐるものが出来ぬばかりか、一年有半に互り多の犠牲を擧げて興亞の聖業に死力を盡したる我が國の努力は悉く水泡に歸するのであります。

かく考へ來る時、今諸君とともに協心戮力するに當り深く思ひを致して先づ第一にその實效を擧ぐるの道を求めねばならぬと考へます。

私は先般紀元の佳節に際し、この壇上より八絃一字の精神に就いて聖旨のあるところを拜察し、敬忠の臣節を盡して仁恕の大御心を光被せしめ奉る如く扶翼の誠を效し、八絃を清明なる一字として各自各民族各國家に各その所を得しめ、その志を遂げしむること、事變處理の根本の心構へであることを述べ、生産擴充、物資處理のその他のことに就いて今日大いに努力することが最も肝要であるとともに、何を爲すにも第一にこの精神を失つてはならぬことを殊に強調致して置いたのであります。今回の國民精神總動員の綱領にこの點を第一に掲げてあるのもこの精神からであります。而して之を日常生活は固より社會一般の上に具現して始めて萬事の施設が生きて百年の礎が出来るのであります。

然らざれば如何に外形が整ひ數量が豊となつても

その効果は無意味となるばかりでなく、場合によりては營々として造れる資力もかへつて逆効果の原因となるのであります。この例は古今の史上決してその例に乏しくないのであります。根本の思想基礎の精神これは何を爲すにも忘れてはならぬことであつて、殊に萬古に輝く公道の下に在つて皇誤を覆すべき我が皇國の臣民に於いて尙ほさらることではありません。

然らばこの精神さへあれば宜しいかと申せば左様なものではありません。これを行ふの實力が伴はなければ如何に榮國の大理想を行はんとしてもその實現は出来ないのであります。即ち一方不退轉の精神力と卓絶せる國民道德の振起涵蓋を爲してこの大理想への精神的團結を爲すとともに、他方軍備の充實、生活の安定等の爲め經濟國策を完備し生産力の擴充並びに物資動員等に積極的努力を爲して理想實現の實力を養はねばなりません。これが爲め物資の活用、消費の節約、貯蓄の實行、勤勞の増進、體力の向上等に主力を注ぎすべてを實際業務及び生活の上に實現せねばなりません。而して又この大業に直接従事せる勇士に後顧の憂ひなからしむる爲め銃後後援に一點の隙のないやうに致さねばなりません。

これ今回の精神總動員の實施要項にこれを強調してゐる所以であります。

さてこれ等を具現するに當り私は詳細なる實施要項は時間もないので暫く措くとして、これが實行に當つての大目標を一つ心得て、これ等實施の進展に伴ひその結果が逆作用を爲さぬやう殊に念願致したのであります。即ち物資を充實せんが爲めかへつて相互に相剋を來たすとか、節約への努力が逆に怠慢の種子となすとかいふやうなことであつてはならぬことでもあります。その目標とは外でもありません。第一に自他ともに、「嗚呼誠に頼母しき大和民族、信頼し得べき日本國民なり」との實を擧ぐることであります。第二は清明にして鬱陶しからず、正を履まば何人にも誠に任心地よき大日本帝國なりとの誇りを持ち得るやうにすることに夢寐にも思ひを致すことでもあります。

敢へて他國の例を引くのは本意ではありませんが、世界大戦によりて再び起つ能はざるまでに打ちのめされししたあの盟邦ドイツを御覽なさい。彼等は落膽せず一時の國內相剋の誤りを清算して忽ちドイツ魂を呼び起し、我等は再び起し得るとの信念とその携まさる國民的努力

を發揮し、その長所とする組織力を以つて青少年先づ勤勞奮闘へと進み、婦人は「われに脂粉なし、然れども倉庫は充滿せり」と叫び、寸刻をも惜みて生産へ、節約へ、合理化へと家庭を擧げてすべてを祖國に捧げたのであります。この有様を見たるものは敵と味方たるを問はず一齊に「嗚呼頼母しきドイツ民族よ、彼に將來あり」と尊敬の念を起しベルサイユ條約の桎梏を取り去るに至つたのであります。

又大戦後の疲弊と共産黨の蹂躪に任せたるイタリイは、「ローマの精神に還れ」と叫んで舉國團結、起つて先づ共産黨を清算し、ラテン民族の負けじ、魂の面目を發揮し、「我がイタリイにては國民道徳を振作し、落し物、忘れ物は直ちにその持主の手に入り、賈造貨幣、乞食は全士よりその影を没せり」と豪語し得たのであります。この時誰れか「住心地よきイタリイ」との憧れを持たざるものがありませうか。しかもこれを建設せる背後にはヒトラー總統が「たとへば強をなめても先づ武裝せねばならぬ。今日の逼迫せる状態には、ある意味に於いてバタよりも大砲の方がどれほど重要であるかも知れぬ。われに四ヶ年を與へよ」と叫んでその實行に奮進した血の

にじむやうな悲痛な決意があり、又ムッソリーニ首相は「イタリイにしてローマの名に於いて一致結合せんか、勝利はローマのものなり」との力強い覺悟が見られたのであります。この「頼母しき國民」、「住心地よき郷土」と誇る獨伊を十年二十年に造り上げた麗はしき心根のかけにこの力強い決意と實力とが養はれたのであります。これ再び起つ能はずと稱へられたる兩防共國が敢然起つて今日を見るに至つた主因であります。ドイツのオーストリア・チェッコ・メーメルに對する無血解決、又イタリイのエチオピア・アルバニアの疾風迅雷の動作も蓋し偶然でないであります。ローマは「タ」にして成れるに非ず、その成るの日に迄にこれを成らしむる用意があつたのであります。

我が國は必ずしも獨伊とその根本精神を同じうするものでない。彼には彼の傳統固有の精神あり文化あり、我には我の貴き聖國以來の大理想大精神あり、天壤無窮、八紘一宇の神勅あり、聖訓があります。敢へて新たに主義や理想を稱へることの必要もないと信じます。又單に勝利へ勝利へとのみ夢中になることもいりません。一度敬忠を念として起てば、よく大君の邊に萬死

を恐れぬ大勇に生きる事も出来ず。又仁恕の皇徳を仰いで動けば、敵味方の區別なくその英靈に涙を注ぐの至情も起り得るのであります。

爆彈三勇士や南郷海軍少佐、又は西住陸軍大尉の鬼神も避くべき忠勇のかけには、又昨日の武勳赫々たる戰場の鬼將軍牧少將が墨染の法衣に身を淨めて戰場に千餘の位牌を奉じて敵味方戦死者の供養の旅次に就かるゝ武士の涙もあるのであります。十倍の敵に突貫する勇士が可憐の支那少女に一食を割いて恵む至情があるのであります。英雄頭を回らせば即ち神仙と申しますが、我が同胞は悉くこの義に勇みこの涙に生きる英雄であり神仙である頼母しき國民性を持つてゐるのであります。

この純情に還りて時局の認識に徹せば、かりにも頼母しからざる行動のある筈はないと信じます。希はくはこの精神がその各々の生業に將又生活のすべてに具現し、克く重大にして深遠なる使命の上に立つ我が同胞をして眞に頼母しき國民たらしめたいのであります。かくて營營努力實力培養の方法を組織化し精神化して邁進せば誰か我が皇國を仰いで頼母しき日本民族と稱へざるものが

ありませう。かくて寛容大度人を容れて善く交り、攻め倦まず物を節して生産を擴充し不撓不屈艱難を排してその負けじ、魂の面目を發揮し我が卓越せる國民道徳を振作して、落し物忘れ物は思か、義によりて已れを空乏にして、一字の入として共存共助の實を擧げ仁恕敬忠の國徳國風を發揚せる時、自ら住心地よき聖地を作り上げることが出来ませう。

一度この末頼母しき國民としての面目を見せ、住心地よき神州日本への道を歩むに全力を盡し、一億一心となりて皇敵扶翼に専念する時、問はずとも友邦自ら信頼し敵國自ら靡き外交も貿易も振作し生産も軍備も充實し徳化行はれ美俗生じ、國力は有形無形の上に無限の強化を得るのであつて、茲に時局の收拾も出来、今後流血の慘なく聖國の大理想を實現し得る力となり、實效茲に擧がり始めて聖旨に答へ奉ることを得るものと存じます。金と物、生産と消費、外交と軍備を考ふるに當りても、先づこの頼母しき國民、住心地よき日本へと志して行くことが何よりの御奉公であると信じます。

然るに生産へ軍備へと努力の結果が、頼りなき國民、陰鬱なる社會へと導かるゝやうでは、最初の努力は反

對の結果を齎すこととなるのであります。剛健にして頼母しき國民、清明にして住心地よき日本、これぞ今日の精進の目標であります。これぞ實效を擧ぐる道の第一義であります。この心持なくてはすべての努力は無駄となり、かへつて害を生むのであります。終日の勤勞に一夕の慰籍、善く勉めたる後の一日の清遊は決して妨げぬであります。たゞこの心構へありたきを望むのであります。

外國は擧つて我が國の研究に夢中になつて居ります。今ぞ好機であります。今ぞ眞個の頼母しき日本人の面目を見せる時であります。住心地よき皇國の姿を見せる時であります。私は同胞が現下の實狀を顧みて深く思ひを致されたいのであります。人にも徳化の力が大である如く國にも國徳の昂揚が結局の勝利である事を深く考へたいのであります。而して我が國體は國體に淵源し而して國民の頼母しきこと、國家の清明にして住心地よきことによりて實質を備へ得ると存じます。

今、國民精神總動員運動の開展に當り、茲にこの國體昂揚の第一要素培養の目標として、先づ剛健にして頼母しき國民

清明にして住心地よき日本國の風を作り

かくて聖旨に答へ奉る事と深く心に刻んでそれらの實踐要目に之を織り込んで精進することこそ、その實效を擧ぐるの第一要道なること、殊に指導的位置にあつて、又家庭を司る婦人方にこれを望んでその成果を擧ぐるの捷徑と致したいと思ふのであります。事態は餘りに急であります。實に容易ならざる秋であります。私は切に諸君の異常なる決意を望んで再び來たるべき二六百年祝典の盛儀まで此の一年、その實效を擧ぐる如く異常の決意と格別の努力を願うて私の講演を終ります。

今後の總動員運動

國民精神總動員 筑紫熊七

唯今より國民精神總動員の今後に於ける方針について、所感を申し述べたいと思ひます。精神總動員強化の必要性については、既に平沼首相、荒木委員長、有馬會長の御演説に依つて明瞭になつたと思ふのであります。今後に於ける運動強化の一般方針と

しては、從來よりも聲を大にして國民諸君に訴へるといふことよりか、努めてその實を擧げるといふ方向に、運動の重點を置くべきであると思ふのであります。その實を擧げるといふことの先決問題は、官民一體の實を擧げるといふことであらうと思ひます。



演壇の紫理事長

人とが心を合はせて融和するとともに、中央地方を通じて組織的に一致合體す

ることに依つて之を實現することが出来ると思ふのであります。即ち、中央に於いては中央聯盟が民間諸團體の中樞機關として、政府の諸機關と緊密なる連絡を保つとともに、地方に於いては各府縣乃至各市町村の官公署と中央聯盟が目下企畫しつゝある地方機關との緊密なる連絡により組織的に一體の實を擧げるべく、期待

致してゐる次第であります。

かくして精神總動員強化の實績を擧ぐることとなるのであります。そのためには先づ政府は率先して政府部内の一體化を計り、官界に於ける精神總動員の實を擧げるべきであると思ひます。また中央聯盟は各種團體の組織的協心戮力を期待し、その中軸となつて民間に於ける精神總動員運動を、一段と強化徹底せしめねばならぬと思ふのであります。

民間に於ける運動強化の先決問題は、日本全國に互つて、統制力を有するあらゆる民間團體がこの運動に關する限り、中央聯盟に参加して組織的の活動を開始せねばならぬと思ふのであります。更に政黨の如き統制ある民間有力團體も、本聯盟と積極的に協力せられ相共に提携して、總動員の目的に邁進すべきものと思ふのであります。

眼前の情勢に鑑み、總動員運動の重點となるべきものは、重備の充實・生産力の擴充・貿易の振興等、經濟國策への積極的推進力を促進するため、消費の節約・貯蓄の實行・勤勞の増進・體力の向上等、苟も物心一如の活躍を必要とする問題は、各地の實狀に即して、善處したいと思ふのであります。

國民精神の緊張を求むるためには、國民の時局認識を徹底せねばならぬことは申す迄もありませんが、その最も必要な事柄は、時局の變遷を出來得る限り明瞭にするともに、之に對する政府の政策を、隨時國民に諒解せしむることにあるかと思ふのであります。その際に、民間の組織が不十分では、之を實現することが困難であります。若し幸ひにして民間の各團體が軍隊のやうに組織化してゐたならば、その命令系統を辿り、恰も軍の企圖を何ら漏ることなく全軍に諒解せしめ得るやうに、政府の企圖をそれ、全國民に傳へることが出来るのであります。かく成りてこそ、眞の官民一體が實現せられ、精神總動員の効果も期待せられるのであります。國家の力は國民大衆の間に存在すると思ふのであります。従つて國家は、一般國民の實情に即して、時局に善處し、その國民の力を集結する處に國家の總力が發揮せられ、國家總動員の目的が貫徹せられるのであると思ふのであります。本聯盟が、各地方の實情を捕へることに重きを置くのはこのためであります。如何に生産力の擴充・物資の動員と申しましても、機械や物資を充實するだけでは、充分なる活力を發揮

することは困難であらうと思ひます。その機械や物資に健全なる魂を入れて、生きた活動を開始せねばならぬと思ふのであります。如何に數や量が多くとも形骸の集まりであつては、何等の用をもなさぬのであります。その形骸に健全なる魂を入れれば、一人前の活人となり、之を集めますれば團體の力となり、なほ之を組織すれば國家の總力となつて、偉大なる効果を發生することとなるのであります。物資動員と云ひ、精神動員と申しましても、その關係は一體不可分であります。精神動員を缺ける物資動員は、結局形骸の集積と化するものでありますから、大いに注意すべき點と考へてみます。若し、今日の日本に何等かの不安ありとすれば、眞に官民一體となり、これらの問題を解決し一大安心と一大信念のもとに我等の傳統的大和魂を、國家總動員の全面に打込むことが、國民精神總動員運動の本旨であると信じてゐます。以上申述べましたる新方針に基づき、今日から我々は力強い實際運動を開始する覚悟であります。どうかこの非常時局打開のため全國民打つて一丸となり、何とぞ一段の御努力を御願ひ申上げる次第であります。

國民精神總動員強化方策

(昭和十四年二月九日閣議決定)

(一) 總旨

時局の現段階に鑑み國民精神總動員運動をして眞に新東亞建設に對處すべき綜合國力の充實發揮、國家總動員態勢の強化に資せしむる爲め此の際民間機構たる中央聯盟の改組擴充を行ひ其の機能の十分なる發揮を期待すると共に政府との連繫を緊密にし官民一體の學問實踐運動たるの實を擧げしむる爲め内閣に新たに官民合同の國民精神總動員委員會を置き之が企畫並びに指導の總一元化を期せむとす。

(二) 中央聯盟に関する事項

一、聯盟は企業及び實施に當り尙ほ加盟

(三) 中央聯盟と政府との聯絡機構に関する事項

一、新たに内閣總理大臣管理の下に「國

團體を通じ其の機能の十分なる發揮を期すると共に之が實施を促進すること

- 一、理事長を置くと共に常任理事若干名を置き少數理事制の實を擧ぐることを
- 一、幹事若干名を置くと共に常任幹事數名を置き常任理事を輔佐せしむること
- 一、評議員の活動を十分ならしむること
- 一、聯盟事務局の内部を組織化し職員の充實を図ること

一、國民精神總動員委員會は委員長、委員、幹事を以つて之を組織すること

國民精神總動員委員會を置き、政府及び中央聯盟協力の下に國民精神總動員に関する企畫に當らしむること

一、國民精神總動員委員會は委員長、委員、幹事を以つて之を組織すること

委員長は内閣總理大臣の奏請に依り國務大臣の中より勅命すること
委員は内閣總理大臣の奏請に依り關係各廳勅任員、國民精神總動員中央聯盟首腦者、貴族院議員其の他學識經驗ある者の中より内閣に於いて之を命ずること
幹事は内閣總理大臣の奏請に依り關係各廳高等官、國民精神總動員中央聯盟幹事、民間團體の當務者其の他學識經驗ある者の中より内閣に於いて之を命ずること

一、國民精神總動員委員會決定中重要なものは閣議の決定を得て實施に移すこと

- 一、國民精神總動員委員會の職務は内閣情報部をして、掌らしむること
- 二、道府縣の國民精神總動員地方執行委員會の機能を十分發揮せしむると共に其の職務を掌理し且つ國民精神總動員

國民精神總動員新展開の基本方針

昭和十四年七月 國民精神總動員委員會決定
昭一四・四・二一 閣 決 定

- 員の實施に關する事務を處理する爲め必要に應じ國民精神總動員事務局(假稱)を置くこと
- 前項の事務局の主任者は道府縣書記官中より知事之を命ずること

- (一) 聖國の大理想を顯揚し東亞新秩序の建設を期す。
- (二) 大いに國民精神を昂揚し國家總力の充實發揮を期す。
- (三) 一億一心各、その業務に精勵し奉公の誠を效さむことと期す。

三、實施要項

- (一) 時局の真相を明らかにしてその世界的重大性の認識を深め、皇國臣民として精神的團結を一層強固にし、新東亞建設の擔當者たるべき積極せる精神力と卓越せる國民道德との振起涵養を圖ること。
- (二) 生産力擴充並びに物資動員、物價調整等の經濟國策への積極的協力に努

一、總旨

支那事變は今や東亞の新秩序建設に展開しつつある。而かも國際間の情勢は世界を擧げて前途窺に容易ならざるものがある。國民の一大覺悟を要すること實に此の秋に於けるが如きはない。

勢を確立し來たつたが、更に今後の重大なる新局面に即應ずるには國民精神總動員運動を一層強化し、物心一如の實踐運動に推し進めねばならぬ。

- (三) 事變の進展に伴ひ、益々銜後援の實を擧ぐる。
- 四、實施上特に留意すべき事項

- ニ、官民共に指導的地位にある者は率先實行を期せねばならぬ。
- ホ、次代の中堅たるべき青年並びに家庭生活に於いて重要な役割を擔ふ婦人の一段の奮起協力が必要である。
- ヘ、日常生活に於ける實踐と修練とを第一義とし、週間運動等はなるべく統制し徒らに形式に墮することを排すべきである。

め、特に物資の活用、消費の節約、貯蓄の實行、勤勞の増進、體力の向上に主力を注ぎ業務並びに生活の間に於いて刷新を圖ること。

ト、從來の經驗に鑑み都市については格別の考慮を拂ひ、特に股販産業關係者の自勵自戒を徹底すべきである。

寫眞

四月十九日發行
第六十一號

☆土から油と穀類へ

那の東北、秋田縣の高等小學校を有する立つたばかりの元氣瀧丸の少年五百八十四人が、帝國産業建設に生産力充少年隊として、特別仕立ての軍隊列車で到着した。

☆北の糧食

ソ聯政府當局の不誠意から北洋鐵道交通は今年も一時危殆に瀕したが、決裂一步手前で妥結が出来、第一船第三運洋先は元氣一杯の大船男子を滿載、困難を斷する糧食の運に送られて勇躍壯遊に付いた。

☆そよかぜはイランへ

☆海外通信

☆讀者のカメラ

内閣情報部編輯
定價十錢

海軍作戦近況

自三月中旬
至四月中旬

海軍省海軍軍事普及部

中支江上作戦

三月十八日朝霧を衝いて鄱陽湖を南下した海軍艦隊は同湖西方地区の新作戦に就くべく、西岸俾ひに砲臺角の突端を迂回、掃海艇の誘導下に頑強なる敵の抵抗を排撃しつゝ、機雷原を突破して水路啓開を敢行、同角より呉城に至る修水 downstream を進攻し、午後には葉家集岸に達した。同時に呉城前面の修水の流に沿つて投錨した海軍艦隊が一齊に呉城に向つて砲火を浴せ始め、見る間に呉城東部一角は黒煙に蔽はれた。これに策應して江上艦艇護衛下に某地點に敵前上陸を敢行した海軍陸戦隊は呉城東北の令公洲を占領し、他方よりする陸軍精銳部隊と呼應して、贛江を距つて指呼の間にある呉城を俯瞰しながら、同江東岸の堤防に據つて必死の抵抗を續けてゐる。數千の敵に對して數日間互に猛攻撃を浴せ敵も亦反撃

を繰返へし未曾有の激戦を展開した。かくて陸戦隊は爾來幾多の困難を冒し所在の敵を逐追撃し他方より迫る陸軍部隊の行動と相俟つて、二十三日午後呉城に突入し引續き市内を掃蕩、二十四日午前呉城にて陸軍部隊との聯絡成りこゝに完全に呉城を占領するに至つた。この攻撃に於ける敵の遺棄死體は八十にして、機雷十箇、小銃數十挺、多數の彈藥を鹵獲した。

更に江上艦艇は重要水路の啓開作業を續行し、一部は陸軍作戦に呼應して修水を上江、二十六日徐家埠に進出した。二十七日午前贛江遡江部隊は三洲頭附近まで啓開し、一方陸戦隊は江上遡江部隊と並行右岸の敵を驅逐しつゝ安塘湖南方に進撃した。二十八日陸戦隊は北崗山敵陣地に突入占領、敵を南方に壓迫し、午後昌邑郷一帯を完全に占領した。三十日江上艦艇は鄱陽湖岸の殘敵を撃滅しつゝ機雷の清掃、航路啓開作業に戦果を収めた。かくて三月中旬以來呉城、南昌間贛江閉塞線啓開作業に従事中的海軍江上部隊は爾來江岸の頑敵を撃滅し幾多の困難を排しつゝ複雑多岐に互る數ヶ所の閉塞線突破に全力を盡してゐたが、四月三日午後二時三十分同部隊

はその大部の艦艇を連ね遂に南昌に進入した。之より先、中支江上部隊は三月十五日洞庭湖上敵舟艇の掃蕩作戦に従事し湖北方に於いて銃火を冒し敵舟艇約二十を撃沈した外六隻を鹵獲した。十八日午後三時二十八分黃浦江和島北端附近にて英國怡和洋行汽船瑞和は軍艦出雲の舷側を擦過し、出雲は船體兵器の一部に損害を被つた。又十九日浙江省方面航行遮斷部隊は午前十一時半頃より午後五時に至る間に寧波郊外鎮海砲臺を猛撃し敵の宏遠・長眺・白鶴山砲臺に損害を與へ、宏遠方面に猛烈な火災を起させた。

北支陸上作戦

北支方面は三月初頭の蘇北作戦も大成功を見、殘敵掃蕩の戦果を収めてゐるが、三月十日威海衛陸戦隊は治安隊と共に文登方面に散在する約五百の敵を掃蕩し大損害を與へ、十一日には文登に入城し、夕刻全部隊威海衛に凱旋した。十四日連雲港附近の殘敵を制壓し、小銃十六、彈藥包五百を鹵獲した外、地雷十二を發見處分した。十五日陸戦隊は治安隊二百を伴ひ芝罘附近を掃蕩し率平方面に出撃、殘敵百を潰滅させた。

南支陸上作戦

南支方面に於いては引續き殘敵掃蕩に心血を注ぎ、三月九日珠江部隊に屬する陸戦隊はフレンチ島に上陸し遊撃隊を掃蕩、小銃十五、彈藥包數百發を鹵獲した。尚ほ同夜珠江警備監視部隊は珠江灣内敵殘舟艇の掃蕩を開始した。十日香洲灣内に於いて敵舟艇を拿捕すると共に多數の軍需品を鹵獲し、十一日海南島南部にて陸戦隊は九所市を経て崖縣の西方樂羅市に進撃掃蕩を完了した。十七日海南島陸戦隊は長興藤橋市南方に進出し、同市を占領した外、附近部落を掃蕩し多數の武器を鹵獲した。二十七日珠江江上部隊の一部は陸軍の容奇攻略戦に協力し、陸軍部隊の水路教導及び上陸掩護に任じ、陸軍部隊上陸後之と密接なる連絡を保ちつゝ桂州の西南隣接部落小攔・馬寮方面に於いて敵の退路を遮斷した。

海軍航空隊の行動

三月中旬以來四月中旬に至る海軍航空隊の行動は揚子江遡江作戦と相俟つて、連日に互る鄱陽湖西方地区の陸軍作戦に協力し、中支方面の活躍最もめざましく、南支に於いても殘敵掃蕩戦に大いに戦果を収めてゐる。

北支方面 三月十三日阜寧北方の敵一個大隊に銃爆撃を加へ、十四日には舊黄河上流十溇附近にて敵兵を滿載した舟艇群及び殘敵の集結部を對し銃爆撃を加へた。十五日鹽城北方にて敵陣地並びに橋梁を爆破した。中支方面 三月十三日に修水南岸程家、柴平を空襲し、十四日には宜昌、鹿角を襲ひ、十五日敵重要據點平江を急襲し、また浙贛線交通機關攻撃部隊は施船埠、進賢、鄧埠及び鷹潭附近で列車、鐵橋多數を爆破した。十六日浙贛鐵道沿線を反復襲撃しつゝ、東鄉、羅坊、熊家山、豐城附近にて運行列車、所在の敵を爆撃し、十七日航空部隊は數隊に分れ江西、湖北兩省及び吉安、襄陽、荊門、宜城方面の軍事據點、移動中の部隊並びに重要交通路に巨弾を見舞ひ、浙贛線偵察攻撃部隊は鷹潭、東鄉、羅坊、熊家山、豐城等を爆破し、十九日には浙江省海門、寧州方面へ偵察攻撃に出動、二十日浙江省温州にて縣政府、司令部、大製材工場を爆撃した。二十二日航空部隊は先に修水渡河に成功し、南進中の陸軍部隊の作戦に策應し、同部隊前面の敵密集部隊據點並びに敵陣地に反復銃爆撃を敢行、この戰鬥に於いて我が鈴木大尉機は萬家埠北方にて敵陣を蒙り

勇敢にも敵陣に突入自爆した。二十五日鄧陽湖西方地區に於ける陸軍部隊の作戦に協力し修水南岸の敵陣地、密集部隊を銃爆撃すると共に一部隊は修水南岸及び南潯線附近全域に互る敵陣地、密集部隊を制壓し、尙ほ他部隊は數回互に互に浙贛線交通機關の遮斷に出勤し猛烈なる砲火の中を家芥驛、夜港口の貨車、線路を爆破しつゝ、全機無事歸還した。二十六日惡天候を冒し南昌西北方にて陸軍部隊に呼應し萬家埠附近陣地及び南潯湖附近渡河の敵約三千の部隊に潰滅的打撃を與へ、二十八日低雲狹視界の惡天候も物かは、遼江作戰に協力すると共に、浙贛線及び南昌、吉安道の交通機關や敗走する敵大部隊を攻撃し大いに戰果を收めた。三十日航空隊司令奥田大佐指揮の下に長驅四川省梁山を急襲し軍事施設多數に大損害を加へ、三十一日浙贛線交通機關を攻撃に向ひ建昌飛行場を始め、撫州、滌湖、吉安、遂州方面の自動車、貨車、小型舟艇群を爆破し甚大な戰果を收めた。四月三日、航空部隊は陸軍作戦に協力湖南省北部新贛、黃沙街、湯家牌の敵據點を急襲し、四日、増田少佐指揮部

隊は衡陽にて敵軍司令部、飛行場、修理工場を猛爆すると共に、別動隊は長沙の燃料倉庫、諸軍事施設を破壊した。五日隨縣に進出し、他部隊は南昌南方の陸軍作戦に策應し、六日大學、浙贛線交通路攻撃に向ひ廣信、龍游附近にて列車を爆撃、また吉安、玉山兩飛行場をも爆撃し、市河街東方に於いても陸軍作戦と協力し、他部隊は再度衡陽を急襲し、潰滅的打撃を與へた。七日増田少佐指揮機は陸軍航空部隊と共に芷江を襲撃、大損害を與へ、また浙贛線攻撃部隊は吉安飛行場及び東郷に集結中の軍用自動車群及び新喻、萍鄉、間貨車群を爆破し、八日浙贛線玉山、鷹潭飛行場、廣信の軍事施設を爆撃して全機悉く歸還した。南支方面 三月十二日雲州、廉州を急襲、十四日には厦門北東方陣地、湖陽水道内軍用舟艇群を爆破した上、二十日雷州半島南方にて倉庫群を空襲し、二十一日福州を二次空襲した。二十三日泉州攻撃部隊は泉州港内、普江、江岸、興化附近、洛陽港岸にて軍用舟艇及び汽船、荷揚場附近建物、軍用トラック、倉庫群を爆破し、北海空襲部隊は冠頭角砲臺附近集結の殘敵を掃蕩し、廉州攻撃部隊は城内外の軍事施設を猛爆した。二十五日、二十六日の兩

日汕頭方面の偵察攻撃を實施し、汕頭、潮州兩驛で機關車、貨車、倉庫を粉砕した。二十九日、三十日の兩日に互に北海市、欽縣の陣地及び市重要施設を爆破し、北部海南島攻撃部隊は嶺門市中央街、新興市の倉庫群を猛爆し、所に火災を起させた。三十一日海南島殘敵掃蕩戰に協力し、島北部の甲子、嶺口兩市及び南部樂羅を空襲し、他部隊は海南島内陸の敵據點屯昌、南門を爆破した。外欽縣、貴縣の軍事施設をも空襲した。四月二日南寧、廉州、揚美墟に投彈し、五日南寧市北部にて鐵道材料及び軍需品多數を粉砕した。外、陸軍部隊は策應した一部隊は、嶺門、嶺口、甲子市を、尙ほ他部隊は廉州、揚美墟の城内軍事施設を爆撃した。六日柳州飛行場、倉庫群を爆破した上、歸途南寧南方にて鐵橋を爆破した。八日入佐少佐指揮機は大擧して支那空軍再建の重要據點昆明を急襲し、峻烈なる砲火を冒し同飛行場及び兵舎に巨弾を投じ、地上機三十五機を交戦せしめ、戰鬥機二十機と空中戦を交へて六機を撃墜した。他部隊は賓陽を襲ひ、九日南寧を再度空襲、更に他部隊は陸軍作戦に協力、海南島嶺門、嶺口の敵陣地を爆破し無事歸還した。

日ソ漁業條約の妥結

外務省情報部

昨昭和十三年中に妥結を期待された日ソ漁業問題は、遂に昨年中に妥結に至らず、本年に持ち越されたのであつたが、その成行は日ソ關係を測るバロメーターと見られ、各方面から注目されてゐたのであつた。而かも、本年に入つてからも、折衝は依然困難を極め、容易に意見の一致を見るに至らず、遂にソ聯側は漁區の一方的譲渡を強行するなどの波瀾を見せたのであつたが、やうやく四月二日に至つて、圓滿なる妥結に達し、同日夜半、我が東郷大使とトリヴィノ外務人民委員との間に、暫定取極に調印を了したのである。

去る昭和十二年十二月二十九日に調印された日ソ兩國の協定書によつて、日ソ漁業條約の効力は、十三年十二月三十一日まで延長されたのであつたが、同年の十二月一日

を以つて、邦人の所有に屬する罐詰工場特別契約の期間が満了となるといふやうな事情があつたので、我が方は昨年一月以來漁業本條約締結のため折衝を重ねてゐたのであつた。然るにソ聯側は漁業に全然關係の無い滿洲國の問題や、北鐵讓渡代償金の問題等を持ち出して、交渉を回避しようとする態度をさへ示したのであつたが、我が方は切りに交渉を促進することに努力した結果、やうやく交渉は開始されるに至つた。然し、我が方の非常な努力にも拘はらず、十三年中に漁業本條約の締結の見込みがなくなつたのでやむを得ず、暫定取極の交渉に移つたが、依然としてソ聯側は誠意を示さず、而かも、安定漁區の廢止、四十漁區の除外等を強硬に主張して譲らず、遂に年内に暫定取極さへ妥結を見ることが不可能となつたのであつた。

(30)

かくて交渉は本年に持ち越されたのであるが、ソ聯側は二月中に漁區の譲渡を行ふことを發表したので、我が方から嚴重な抗議を行つた結果、譲渡は三月十五日に延期されることとなつた。よつて、東郷大使は三月八日以來四月二日に至る間、十四回互つてトリヴィノ委員と折衝を重ね、安定漁區に對する我が方の主張を強く表明し、更に三月十五日に豫定された譲渡の延期を勧告すると共に、ソ聯側が一方的に主張を強行する結果、それによつて生ずべき事態に對しては、ソ聯側に於いて重大な責任を負はなければならぬことを強調して反省を促すところがあつた。

然しソ聯側は聲明の通りに三月十五日一方的譲渡を斷行し、從來、邦人が經營した漁區には大體手を付けなかつたが、安定漁區の中の四區及びソ聯側が邦人の經營から除外することを提議した漁區の代りとして日本側に提供すべき旨を出てゐた漁區六區を落したのであつた。右に對して我が方は十九日附公文を以つて更に嚴重な抗議を行ふとともに、右譲渡の效力を否認する旨をソ聯側

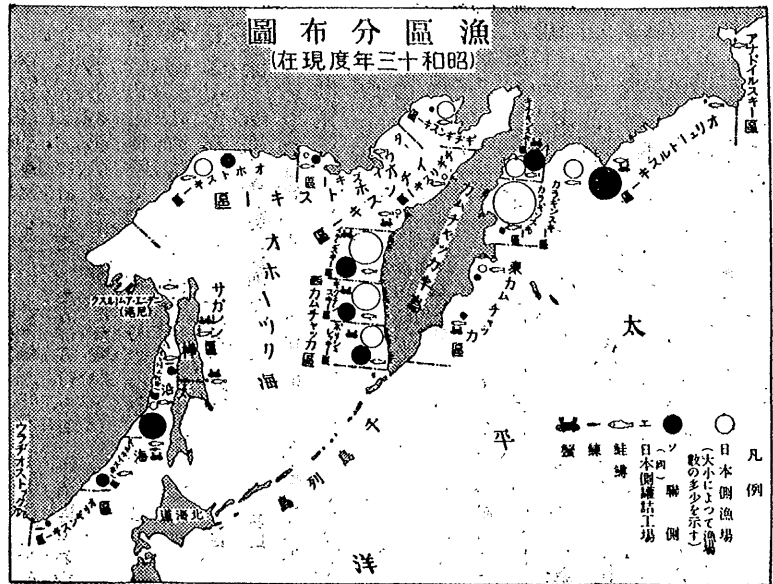
に申入れたのであつた。かくて、爾後、我が方が條理を盡し説得に努めた結果、三月末には大體實質上の妥結に達したので、引續いて文書に取纏めることについて交渉を進め、やうやく四月二日夜半妥結に到達し、また四月三日に行ふべき旨を通告された再度の譲渡は四月に延期され、我が方もこれに参加することとなつたのであつた。

三

そもくロシア領内に於ける邦人の有する漁業權の根源は、日露戰爭の結果獲得したもので、ポーツマス條約の第十一條に規定されてゐるのであるから、ポーツマス條約が存在する限り、我が漁業權は不滅である。この點は帝政ロシアがソヴィエト聯邦となつたところで、何等影響を受けるところはないのである。然し、ポーツマス條約の第十一條の規定は、單に漁業の權利を日本帝國臣民に許與することを規定したに止まつてゐるので、實際にこの漁業權を行使するためには、更に詳細な規定が必要なのである。この漁業權行使に關する細目を規定したものが、即ち漁業條約である。

その漁業條約は、昭和三年(一九二八年)に我が田中大使

(31)



とカラハンの間に調印されたものであるが、昭和十一年五月を以つて效力期間が終了したので、同年、我が酒匂参事官と外務人民委員部極東部長カズロウスキーとの間に、新たな漁業協約を締結する交渉を進め、十一月の半ばに一應交渉が纏まり、新協約は調印を見るばかりとなつたのであつた。これがいはゆる酒匂・カズロウスキー案と稱せられてゐるものである。

然るに、同年十一月二十五日、日本とドイツとの間に防共協定が締結されたので、ソ連側はそれに不満を持つてか、俄かに態度を變じ、酒匂・カズロウスキー案を正式の條約とする手續を執ることを拒んだのであつた。こゝに於いてやむを得ず、同年十二月二十九日に暫定取極を結び、取りあへず昭和三年の漁業協約を十二年末まで延長し、十二年中に於いて新條約の成立を期待して折衝を重ねたのであつたが、依然としてソ連側は誠意を示さず、遂に十二年末に到つても妥結に至らず、またも暫定取極を以つて漁業協約を十二年末まで延長することとなつたのであつた。

今度の暫定取極の成立する直前、即ち昭和十三年末に於いて邦人の經營に屬する漁區は總計三百八十六區であつて、その内譯は左の如くであつた。

- (一) 安定漁區 二七九
- (二) 競賣によつて取得し期間の満了したもの 九
- (三) 競賣によつて取得し契約續中のもの 五四
- (四) 罐詰工場附屬特別漁區 四四

而して今度の暫定取極は、昭和三年の漁業協約を本年末まで延長した點に於いては、昭和十一及び十二年末の取極と同様であるが、漁區に關する取極に於いて、前二回の取極と多少異なる點が存するのである。

即ち、特別契約漁區は後述の除外漁區四區を除いて、契約を一年延長することとなり、また安定漁區は除外漁區を除いてこれを競賣に出すこととなつたが、然し、これは邦人漁業家に於いて手に入れることとなり、四月四日の競賣の結果はその通りであつた。しかもその手に入れた漁區は五ヶ年間貸付けられ、借區料も一割以上の値上を行はないこととなつた。なほ三月十五日の競賣に於いて、ソ連邦側に競落した四漁區は、これを日本側に返還することとなつた。

邦人の漁區で期間が満了したために競賣に出された九漁區は、今後五ヶ年の期限を以つて貸付けられる。また、貸付期間中であつた五十二漁區は引續き貸付けられることとなつたが、除外漁區として、安定漁區の中から三十二漁區、特別漁區から四漁區、貸付期間中の漁區から一漁區、合計三十七漁區が、例外的に本年度の競賣から除外されることとなつた。但し、これに對しては代漁區として十漁區が提供せられ、その中の九漁區は競賣によつて五ヶ年間貸付けられることとなつた。

また、ルーブルの換算率は従來の通り据置きとなり、なほ、ソ連邦國營企業業の漁獲制限として認められたものは、従來の通り五百萬ブロード（ブロードは四貫三百六十八匁である）。

五

今次の交渉の結果、従來のいはゆる安定漁區は既に期間が満了してゐるので、これを形式上だけは競賣に出すこととしてソ連邦側の主張の一部を認められたのであつたが、除外漁區を除いて、全部これを日本側に於いて競落し、且つ五ヶ年間の漁區安定を得たのであり、除外漁區に於

して二十七漁區を經營しないこととなつたが、なほ、約三百六十區を邦人が經營し得ることとなつたのである。即ち、その内譯は左の如くである。

- (一) 従来の安定漁區であつたもの 二四六
- (二) 期間満了のもの 九
- (三) 契約續續中のもの 五二
- (四) 續續中場別屬特別漁區 四〇(内、漁區中)
- (五) ソ聯邦側から提供された代漁區 一〇

なほ、以上の他に河川移動のために閉鎖され懸案中のもの若干を含めて、總計約三百六十漁區であり、その中、二百六十四漁區は五ヶ年間安定を見たわけである。かくの如く、今次の交渉はようやくして以上の如き妥結を見たのであるが、漁業條約の效力は本年末まで延長されたのに過ぎないのであるから、本年中に新漁業條約が締結されない限り、再び本年末に於いて、漁業問題が日ソ間の問題となるのである。かくの如きは、日ソの國交の上に、誠に遺憾のことであるから、速かにソ聯邦側が従來の態度を翻して、新漁業條約を締結し、日ソ漁業問題を安定せしめ、日ソ關係を明朗ならしめんことを切望する次第である。

増税法案の修正

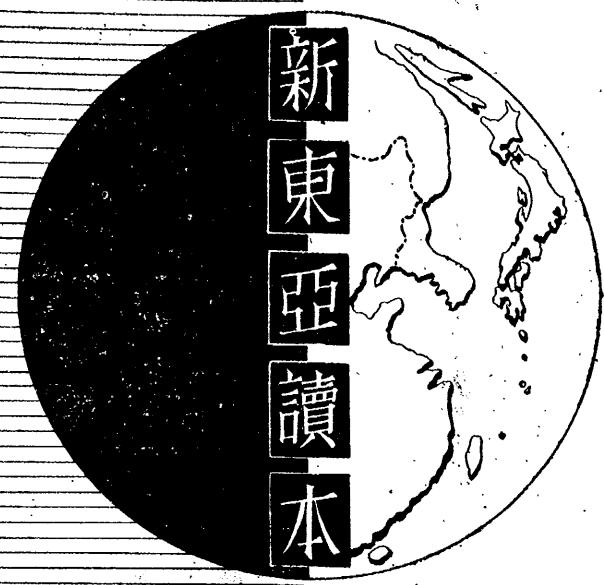
大 蔵 省

第七十四回帝國議會に提出された増税法案の全貌については週報第百二十三號に於いてその概要を解説したのであるが、帝國議會に於いて若干の修正を加へられたので、その主な點を説明して之を補足することとした。

一 臨時利得税法中改正法律案
船舶、鑛業權及砂鑛權等については政府原案では、前年中即ち昭和十三年一月一日以降の譲渡利得に對し毎年第三種所得個人の營業純益、個人の甲種利得及び乙種利得と同様、本手續に依り課税することになつて居つたのであるが、修正の結果、昭和十四年一月一日以降の譲渡利得に對して譲渡の度毎に課税することになつたのである。

二 支那事變特別税法中改正法律案(物品税)
第二種の物品に追加せられることとなつた物品中、化粧用石鹼と齒磨が削除され、茶は紅茶のみに課税することに修正された。また第三種の物品として新たに課税することになつた餡、葡萄糖及び麥芽糖は一律に百斤に付二圓の稅率であつたが、修正の結果、(イ)麥芽糖化の方法に依り製造したる餡は百斤に付一圓五十錢、(ロ)その他の餡、葡萄糖及び麥芽糖は百斤に付一圓の稅率で課税されることになつたのである。

内閣情報部編



- 總目次(編者 本館編輯部)
- 一、東亞新秩序の諸論について 東亞研究所
 - 二、東亞百年小史(第一二九號) 東京帝國大學教授 矢野仁一
 - 三、支那の民情と民族性 在北京 村上知行
 - 四、三民主義と新民主義 新民學法教授 三枝茂智
 - 五、滿洲帝國協和會とは何か 滿洲帝國協和會 總長 黨 萍、周 中央部編輯科長
 - 六、日滿支の資源 東亞研究所 大上末廣
 - 七、法幣の諸(未定) 支那經濟研究所 土屋計左右
 - 八、新支那人物素描(分號の豫定) 同盟通信社編輯部 横田 實
 - 九、事變と中國共産黨(第一三〇號) 東亞經濟調查局 雪竹 榮
 - 一〇、文化協力の諸機關を語る 外務省文化事業部 米内山庸夫
 - 一一、蒙疆の現況 蒙疆聯合委員會 金井章次



法幣の話

土屋計左右

一内 容

- 一、はしがき
- 二、幣制改革と法幣
- 三、國民政府戦時財政と法幣
- 四、蔣政権の敗退と法幣の崩壊
- 五、小康状態にある法幣
- 六、わが對支通貨政策の發展
- 七、むすび

一、はしがき

支那事變がはじまつてから、支那の法幣はわが國にとつて重大問題となり、絶えず論議の種となつてゐる。それには二つの理由があるやうに思はれる。そのひとつ

は、法幣が蔣政権にとつて對日抗戦をなす上に於いて財政經濟の基礎をなすものであつて、その現状を明らかにし、その將來を見極めることは同時に蔣政権の運命を卜する所以ともなるからである。今ひとつは、事變の進展とともに、東亞經濟ブロックの結成が今次聖戰の究極的な目標のひとつでなければならぬことが明らかとなり、そのためにはまづ日滿支の間に密接に結び付けられた貨幣制度が確立されなければならないこととなつて、北支の聯銀券をはじめわが方の通貨が著るしく大陸に進出し、法幣との間に對立抗争の關係を生ずるに至つたからである。

の現状を明らかにしたいと思ふ。

二、幣制改革と法幣

いつた法幣とは如何なるものであるか。もともと「法幣」といふ言葉は、從來わが國で慣用されてゐる「法貨」といふ言葉と同じ意味であつて、法律上の貨幣即ち法律上の通用が強制されてゐる貨幣をいふのである。けれども現在問題となつてゐる法幣は、勿論このやうな一般的な意味のものではなく、國民政府の通貨、具體的にいふと、中央・中國・交通及び中國農民の四つの支那政府系銀行が發行してゐる紙幣を指してゐるのである。それは昭和十年秋に幣制改革を斷行した際の布告第一項に、「本年十一月四日より中央、中國、交通三銀行發行の銀行券を以つて法幣と定む」といふ章句があつたからで、恰も太閤といへば豊臣秀吉の別名のやうに考へられてゐると同様に、法幣といへば國民政府の通貨を意味することになつたのである（中國農民銀行券は翌年一月に至つてこの中に追加されたのである。即ち、現在法幣と呼ばれてゐるものは、昭和十年秋の幣制

改革の産物である。従つて法幣とは如何なるものであるかを明らかにするためには、この幣制改革を顧みる必要がある。

よく知られてゐるやうに支那は昔から銀貨國であつて、千年も前の唐宋の時代から支那には銀が通貨として用ひられてゐた。ところが今からちやうど三年前、アメリカ政府が高價で銀を買ひ集めはじめた結果、世界の銀價が非常に暴騰して、そのため銀貨國たる支那から約五億七千萬元の銀が米國へ向つて流出し、支那は通貨の不足に陥つて遂に金融恐慌を惹き起した。そこで昭和十年十一月四日、國民政府は突如として銀を國有として人民の使用を禁止し、政府にこれを取上げ、代りに前記政府系銀行券を交附し、法幣として一般に使用せしめることとした。他方紙幣ではその價值が下落するおそれがあるから、政府系銀行は回収した銀を海外に輸出し、その他輸出形の手形の買入などによつて在外正貨を作り、これを引當に、法幣をもつて來れば自由に外國爲替を賣つてやることにして、その價值の維持を圖ることになつた。その時に定められた法幣の對外爲替相



場の基準は、一元が對英一志二片半乃至四分の一であつて、一志二片の價值をもつわが一圓よりは稍高く自然法幣百元はわが百三圓内外に相當した。この改革によつて支那は古い銀貨國から、一躍して近代的管理通貨の國に移るととなつたのである。



(發行銀國中) 幣

つて考へられた貨幣制度が果して支那のやうな半封建的半殖民地的な國に於いて期待通り實現出来るかどうか、當時する疑問とされたのは無理もないことであつた。けれども人々の危惧に反して、改革は意外に順調に進んだ。そもこの改革を指導したイギリスが最初から進んでこれを援助したばかりでなく、國內の銀も豫想以上に政府の手に集まり、盛

んに英米に輸出せられ、それとともに法幣はその流通範囲を擴大して行つた。のみならずその翌年は、支那は二十年來の大豐作に恵まれ、他方南洋方面の好況のため華僑の送金も三億二千萬元(前年は二億六千萬元)にも達して、支那の國際貸借はすこぶる改善され、相俟つて新幣制の基礎たる在外正貨は同年末には十億元にも達した。このやうに準備に次ぐに準備を以つてして、支那專變の勃發する前までには、この幣制改革は略々完成の域に達してゐたのである。

三、國民政府戰時財政と法幣

かくして作り上げられた新幣制も、昭和十二年七月七日瀟滯橋に端を發した支那專變のために根柢からゆるがせられたことはいふまでもないが、他方、支那が幣制改革を斷行したといふことが、國民政府の戰爭遂行にとつて極めて有利な條件となつたことも記憶しなければならぬ。

第一には、國有となつて民衆の手から引上げられた巨額の銀が、國民政府の武器輸入資金となつたからであ

る。即ち、國民政府は民間から回收した銀を或ひはロンドン市場で賣り、或ひは米支銀協定を通じてアメリカ政府へ賣却して在外正貨の蓄積を圖つた。專變勃發の直前五月に、孔祥熙はロンドンで、當時支那の在外正貨を在英二千五百萬磅、在米一億二千萬弗、法幣に換算して合計八億三千萬元と發表したが、それが專變勃發とともに武器輸入資金となつたわけである。このやうな巨額の武器輸入資金は幣制改革なくしては到底國民政府の支配し得るところではなかつた。

第二には、法幣の發行によつて、國民政府は容易に對内軍費を調達出来ることとなつたからである。

支那の財政収入の大部分は關稅、鹽稅及び統稅(煙草、マツチ、小麥粉、綿絲、セメント、酒類等の消費稅)から構成されてゐる。これらの大部分は上海をはじめ沿岸諸都市に於いて徴收されるのであるが、皇軍による諸都市の占據はこのやうな財政収入を著しく減少せしめることとなつた。他方、國民政府は專變勃發以來、各種の戰時公債を發行したが、すべて満足な應募は得られなかつたやうで

ある。このやうに財政収入は激減し公債の公募また思はずしくないとすると、軍費調達の方法としては法幣の發行による外はないのであるが、その場合、法幣發行銀行がすべて政府系銀行であつて國民政府の支配下にあるといふことと、法幣が支那に於ける唯一の通貨であるといふことは、この目的のために極めて都合となるのである。專變勃發の昭和十二年七月末に於ける法幣發行額は四銀行券併せて十四億元であつたのが現在は二十億元に達するであらうと推定されてゐる(昨年七月以降は發表しないため詳細は不明)が、この増額は法幣發行による軍費調達の増加を物語るものに外ならない。

四、蔣政權の敗退と法幣の崩壊

このやうにして法幣と國民政府の對日抗戰とは密接な關係に置かれるに至つたが、蔣政權の軍事的敗退は法幣の崩壊となり、法幣の崩壊はその財政的基礎の危機となつて、蔣政權の運命を極めて悲觀的なものたらしめるかに見えた。

即ち、瀟滯橋事件の勃發とともに何人も最初に懸念し

たのは法幣の價值如何といふことであつた。一度國民政府が法幣に對する爲替賣出を停止すれば、法幣は反古同様になるおそれが多分にあるために、支那に在る諸外國人は勿論支那人民も支那銀行も、擧げて法幣を賣つて爲替を買入



中 國 聯 合 銀 行 總 行

れようと
して支那
政府銀行
に殺到し
た。この
うちには
貿易その
他の實需
によるも
のもあつ

たであらうが、資本逃避も、また投機の目的のものも相當あつた。これに對して國民政府は、爲替の賣出を中止すれば法幣の崩壊となつて戦時經濟の遂行が出来なくなるから、極力これが維持を圖るために大膽とな

つて賣應じ、その金額は七月以降翌昭和十三年三月十二日までに合計二千百萬磅、法幣に直して三億六千萬元に達した。

他方急遽國內の金銀を總動員して、英米に輸出し在外正貨の補充を圖つた。その金額は七月から十二月まで六ヶ月間に約四億六千萬元に上つた。その外、上海開戦とともに、國民政府は預金の引出を極度に制限するとともに、上海市場への法幣の流入を抑へるとか、極力デフレイション政策を採用して、側面から爲替の買進みを妨げた。かくの如くして、ともかくも危機を脱して翌年三月十二日まで八ヶ月に亘つてよく公定水準一志二片四分の一の爲替相場を維持し得たのはむしろ意外であつた。

併し遂に來るべき時が來た。昨年三月十日北支新政府の下に中國聯合準備銀行が開業するに至つたのを機會に、國民政府が上海に於ける政府系銀行の爲替賣出を停止せしめて、爲替割當制を實施するに及んで、法幣は遂に崩壊への途を辿らざるを得なかつた。即ち、三月十四日以降、外國爲替は専ら漢口の中央銀行によつてのみ

賣出されることとなり、外國爲替を得ようとする銀行は毎週末曜日までに漢口の中央銀行本店またはその香港辦事處(後には上海にも辦事處が設置された)に對して申込み、中央銀行はそれを審査して翌日爲替割當額を各銀行に通告することとなつたのであるが、これは明らかに在外爲替資金の減退を暴露するものに外ならなかつた。

何故なれば、はじめにはこの措置が北支聯銀の攻撃に備へ、外國爲替賣出を適正なる需要にのみ制限しようとするものであると稱しながら、毎週の割當は漸次減少するばかりでなく、昨年八月八日以降は、爲替は前年末までに契約済みの輸入に對してのみ割當てることとなつて、割當額は全く名目的なものとなつてしまつたからである。その結果、上海の銀行間に於ける法幣の對外爲替相場は、公定相場を離れて崩落しはじめ、昨年四月まではともかく一志、漸に止まつてゐたが、五月に入るとともに十一片となり、五月末には十片となり、六月はじめには遂に八片に急落するに至つたのである。

このやうにして蔣政權の長期抗戦も財政的窮乏によつて破綻を來たさざるを得ないかの觀を呈した。

五、小康状態にある法幣

ところが昨年六月八片臺に崩落した法幣の對外爲替相場は、その後時に多少の高低はあつたが、決いたいその水準を維持して今日に至る八片四分の一見當を往來してゐる。それはかりではなく、法幣は、北支に於いては聯銀券の發展によつて漸次驅逐されつゝあるけれども、中南支に於いては依然として廣く一般的な通貨として流通しつゝある。地方政權に轉落し去つて僅かに奥地に於いて餘喘を保つてゐる蔣政權の通貨としては、たしかに一見驚異とするに足るであらう。併しそれにはおよそ次の如き原因があるのである。

第一には、最近支那の國際貸借が一時的ではあるが比較的好轉したといはれてゐることである。

それには種々の理由がある。

(一) 爲替相場が八片臺に下落したため、支那の輸出貿易上好都合となつたこと。

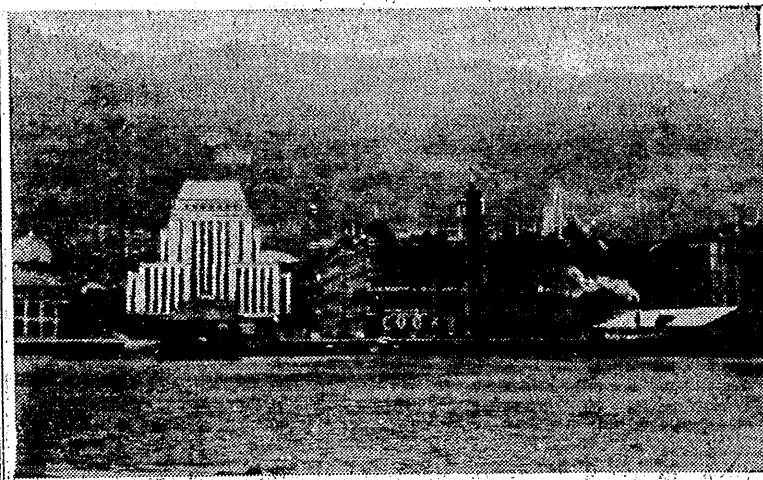
(二) 支那に於いては今までのところ外貨に兌換出來て貿易通貨の働きをしてゐたのは法幣のみであつたた

め、輸出によつて得られる外貨をはじめ、華僑の送金とか、外國人の在支消費とかによる外貨はすべて、法幣を多額にもつてゐて、法幣を取引の基礎としてゐる外國銀行及び支那側銀行に歸屬し、結局法幣發行銀行即ち支那側の在外正貨を補強する結果となつたといふこと。

(三) 昨年度の華僑の送金が相當巨額に達したこと。支那側の宣傳によると、昨年度の華僑送金は六億元に達したといはれる。尤もこれは法幣が八片毫となつたからで、實際は例年の三億元と大差はない。

(四) 滙に一志二片四分の一で海外に逃避した資金が、爲替相場が八片毫となり且つ今のところ安定を保つてゐるために、再び支那へ還流しつゝあるといふこと。第二には、イギリスの對支援助が積極化したといふことである。

昨年六月法幣の對外爲替相場が八片に低落すると間もなく、上海市場に強力な法幣支持者が現はれた。支那に於けるイギリスの代表銀行ともいふべき香港銀行の爲替賣出動がそれであつて、同行は爲替相場が八片毫を割らうとする毎に、相當巨額の法幣買を行つて來てゐる



(香港の銀行) (向つて左に白く照らす)

のである(香港銀行は、香港上海銀行の略別名、滙豐銀行ともいふ)。六月以來法幣が、漢口の陥落とか廣東の攻略とかいふ幾多の危機に臨みながら、よく八片毫の價値を維持し得た直接の原因は、明らかにこの香港銀行の活動によるものである。尤もこの香港銀行の活動が果してイギリスの對支援助といふ政治目的を實行に移しつゝあつたものが、或ひは單に自己の計算による營利活動であつたかは、必ずしも容易に斷定し得ないものであつた。然し去る三月八日イギリスのサイモン蔵相の下院に於ける發表によつて明らかにされた英支共同出資による法幣維持資金の設定は、明らかにこの香港銀行の活動の延長發展であつて、六月以來法幣を支へ來たつた力が那邊にあつたかを明らかにするに至つたわけである。

今次の法幣維持資金は、イギリス側、香港銀行三百萬磅、渣打銀行二百萬磅、支那側、中國交通兩銀行五百萬磅の出資により合計一千萬磅である。その運用は、各銀行代表四名の外香港、渣打、兩銀行の承認を得て國民政府が英國大蔵省と協議の上指名する一名より成る委員會(香港に設置)によつて行はれ、法幣維持のための爲替賣買はこれら四銀行の何れかを通じて行はれるものといはれる。一千萬磅といへば八片の法幣時價に換算して三億元である。現在推定される法幣流通額二十億元に對しては必ずしも充分とはいひ得ない。併し法幣の對外價値はおそらくこれによつて一應の小康狀態的な安定を維持してゆくであらう。

およそ以上のやうにして法幣は現在八片毫に保たれてゐるのであるが、果してこの小康狀態はいつまで續くであらうか。

支那の在外正貨は既に瀕瀕に漸してゐるものと想像せられる。現在國民政府が外債の元利拂を停止してゐるといふことや、今次イギリスの援助によつて法幣維持資金を設定しなければならなかつたといふことなどがそれを裏書してゐる。爲替相場の下落によつて輸出が有利となつたといつても、わが軍の沿岸封鎖によつていくばくの輸出増進が期待出来るであらう。更に、稅收人の喪失とか公債募集の困難とかによる國民政府の財政窮乏を考へると、法幣の前途は決して樂觀的ではあり得ない。従つてイギリスの援助といふ在外的の力のみが法

幣の唯一の支柱であるといふべきで、いはばイギリスに母屋を取られて、支那は僅かに看板だけを維持してゐるといふのがその現状である。それにしても、法幣の運命にとつて決定的なことは、

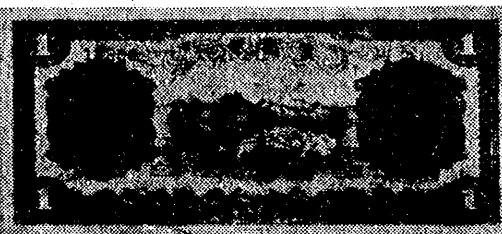
戦局の進展とそれに續くわが方の對支通貨政策の進展とである。

六、わが對支通貨政策の發展

ひるがへつてわが對支通貨政策を顧みるに、事變以來その發展はまことに驚異的であつた。

第一、蒙疆地區

わが對支通貨政策の積極的にして且つ建設的な歩みは、遼東・蒙疆に於いてははげめられた。現在蒙疆に於いては、昭和十二年十二月開業の蒙疆銀行が中心となつて、對内的には同行發行の銀行

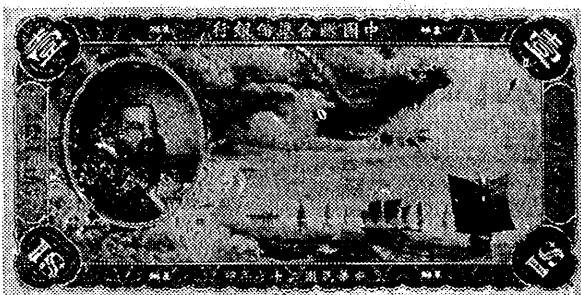


券を新法貨として流通せしめ、以つて舊紙幣を駆逐しつゝあるとともに、對外的には滿洲國國幣との等價交換協定を通じて同銀行券を日本圓に連繫し、以つて對外爲替相場一志二片維持の建前を採つてゐる。現在蒙疆銀行發行通貨は三千五百萬圓(昨年末)に達し、他方蒙疆地區の國際收支は極めて良好で、昨年度も相當の出超を示したといはれる。これらのことは蒙疆通貨制度の健全なる發展を示すものに外ならない。

第二、北支

北支に於いては昨年三月十日新政權の下に、通貨の安定と金融の統制とを目的として、中國聯合準備銀行がその營業を開始した。従來北支に流通してゐた法幣は一ヶ年を限つてその流通を認めるが、以後は斷乎その流通を禁止することとなり、他方鮮銀券もまた極力これを回収して、聯銀券によつて北支通貨の統一を圖ることとなつたのである。聯銀券は等價を以つて日本圓に連繫し、一志二片の對外價値をもつべき建前がとられ、北支もまた蒙疆とともに、日滿を結ぶいはゆる圓ブロックのうちには包含せられることとなつたのである。

聯銀の設立が國民政府にとつて如何に大きな衝擊であつたかは、上述したやうに國民政府がこれを機會



として上海に於ける爲替賣出を停止したといふことによつても察知し得ると思ふのであるが、爾來一ヶ年間に、聯銀政策の發展は同時に法幣に對する闘争驅逐の進展でもあつた。即ち、昨年六月一日には、中央銀行券及び中國交通兩銀行發行の南方券の流通を禁止し、同年六月三日には、中國・交通・河

北・冀東各銀行券の新規發行並びに再發行を禁止し、同年八月八日には、開業以來等價で聯銀券を以つて法幣と交

換、これを回収しつゝあつたが、その交換比率を二割切下げ(即ち聯銀券九十圓を以つて法幣百元となつた)、本年一月三日には、五十日間の猶豫期間を附して、同交換比率を更に三割切下げ(聯銀券六十圓を以つて法幣百元となす)、本年三月十一日には遂に豫定の通り、舊法幣一切の流通を禁止することとなつて、對内的な法幣驅逐工作はこゝに一段落を告げたのである。

他方、對外的には、日本圓との連繫によつて聯銀券の對外價値を一志二片に置かうとする建前を採つたが、暫く外國爲替兌換の運びに至らず、聯銀券は單に國內通貨たるに止まつてゐたが、昨年十月五日、輸出入リンク制の實施とともに五百萬圓の外國爲替資金を設置し、リンク制による貿易決済に利用せしめ、その限りに於いて聯銀券の外貨に代り得る途を開き、本年三月十一日には、北支重要輸出品の輸出はすべて一志二片を基準として爲替を取組み、それを聯銀側へ賣却する場合に限り、海關の輸出許可を與へることとなつて、輸出手形の聯銀側への集中を圖り、以つて貿易通貨としての法幣を驅逐するとともに、こゝには

じめて聯銀券の外貨兌換への基礎が作られるに至つた。

このやうにして今や聯銀券の發行高は約二億萬圓に達し、以つて北支通貨を統一し、それが同時に國際通貨たる實質を備へるに至るのも遠い將來ではないであらう。

第三、中南支

中南支に於いては、わが方はまだ蒙疆、北支に於けるやうな建設的な通貨工作に出ず、上海及びその附近に於いては圓札を流通せしめ、外はすべて軍票を以つて戰費その他の支出を賄ひつゝある。しかもこれらわが方通貨の價值維持については、常に適當なる物資をわが國より供給してゐるために、現在わが圓札は法幣に對して一割近くのプレミアム(割増)が附いてゐる。わが軍事工作關係以外に於いてはなほ法幣が一般に通用せられてゐることは前述の如くであるが、これも時期の問題であつて、適當なる時期に來れば、また適切な工作の進められるであらうことは疑ひないところである。

七、むすび

法幣は上述したやうに今回の法幣維持資金の設定によつて一應の安定を得たやうである。然しわが方の大陸に於ける通貨政策が着々法幣の驅逐に成功しつつあることもまた上述の通りである。

新らしき東亞の秩序建設のためには、日滿支を通ずる經濟ブロックの結成が基礎とならなければならず、日滿支經濟ブロック結成のためには日滿支を結ぶ貨幣的紐帯が作られなければならない。わが國がこの目標に向つて邁進しつつあることはいふまでもないのであつて、法幣今後の運命も畢竟このやうな東亞に於ける新事態の進展によつて決定せらるべきものであらうと考へる。

(筆者は支那經濟研究所長)

官廳編纂圖書だより

▽ポレット農林統計(農林省編) 手頃な大きさにまとめた農林省統計表の壓縮版。土地、人口をはじめ農業、林業、水産業、畜業諸團體その他の項目にわかつて前五年に遡つて比較してある。(A6判一八一頁、定價三十錢、發行、内閣印刷局)

▽兒童保護關係法規(厚生省社會局編) 少年保護法、兒童虐待防止法、母子保護法、關係法令の四項目に分つて關係法令の全部を収む。(A6判一五七頁、定價五十錢、發行、内閣印刷局)

▽拓務要覽(拓務省編) 本書は各外地の行政・經濟・天然人事等諸般の事項を網羅し、その發展の過程をも記して、外地開發の治績を明らかにするとともに邦人の海外發展の狀況をも紹介してゐる。特に今事變と外地の關係についても一篇を設け、事變下の外地狀況を略述す。(A6判六六一頁、定價方面にのみわかつ、拓務省發行部、御中込のこ)

▽畜産關係法規(農林省畜産局編) 左の各項に分つて關係法規を網羅したもの。官製畜産改良、改良種畜、畜産衛生、畜産保險、宗畜及畜産物取引、飼料及牧野、愛畜保護

文部省灌漑圖書紹介

▽萬葉秀歌(齋藤茂吉著) 國民全般が萬葉集の短歌として是非知つてをらねばならぬものといふことを標準として萬葉集中より秀歌を選出し、それに評釋を加へたものである。あまねく古今の註釋を参照しそれに著者の適確な研究の結果を加へて斷を下してあり、鑑賞に於いては歌人としての優れた才能を駆使して、誰にも納得のゆくやうに説明されてゐる。初心者入門に絶好のものであるとともに専門家にも有益な書である。(A6判六六頁、上巻二六頁、下巻二六頁、定價五十錢、發行、東京市神田區三ツ橋二丁目三番、岩波書店)

週報

注意	御達	所申	定	價
▲本誌より贈送の場合必ず「贈送何種より贈送」の旨を明記し、且つ右欄註を内閣印刷局編輯部宛に送付して下さい。	▲本誌記事の無断転載は厳禁致します。	▲贈送記事に対する謝状や返書は贈送記事の裏面に貼付し、お送り下さい。	▲本誌(原稿)送附の際は内閣印刷局へ	▲本誌(原稿)送附の際は内閣印刷局へ
▲本誌より贈送の場合必ず「贈送何種より贈送」の旨を明記し、且つ右欄註を内閣印刷局編輯部宛に送付して下さい。	▲本誌記事の無断転載は厳禁致します。	▲贈送記事に対する謝状や返書は贈送記事の裏面に貼付し、お送り下さい。	▲本誌(原稿)送附の際は内閣印刷局へ	▲本誌(原稿)送附の際は内閣印刷局へ



同盟通信社發行
每週木曜日發行

四月十三日發行 (二十卷十五號)

- 目次
- 平沼内閣の補強とその前途
 - イタリヤのアルバニア占領
 - 米國への金流入激化
 - 第七十四議會通過の諸法律(下)
 - 四、租稅政策 五、金融政策
 - 六、鑛工業政策 七、農村政策
 - 八、租稅問題
 - 九、天津手藝工人の家庭生活調査(上)

國際經濟週報

國內概観
海外概観
國內ニュース
海外ニュース
通商貿易情報
國際商品情報
國內外市況
銀行會社近況
統計(財政、金融、貿易統計、商品集計、輸出入統計、物價統計、物價相違)

價定	四六倍列八十餘頁
一冊	二十五錢郵稅一錢
半年	六圓五十錢
一年	十二圓五十錢
内容見本通寄御申込乞ふ	

乞即時申込!!

時事年鑑

昭和十四年版
理想的な年鑑・經濟的な年鑑
△どの頁を開いても取材の最新精確親切な年鑑!!
△どんな疑問でも之さへあればすぐ水解答る重寶な年鑑!!
△他のどの年鑑に比べても最大の内容を有する年鑑!!

實際智識の源泉

萬戶必備の百科全書

凡てを盡す綜合大年鑑
唯一の年鑑
四六倍列八〇〇頁

價定	四六倍列八百餘頁
送料内地	三十三錢
送料外地	六十二錢
内容見本通寄御申込乞ふ	

東京市京橋區 同盟通信社
電話 三〇九七番
東京市京橋區 同盟通信社
電話 九八〇〇番

露光量違いにより重複撮影

保険の身はめたの
!めたの國



本邦生命保険の關祖
明若生命
東京丸の内

同盟通信社發行
每週木曜日發行
四月十三日發行 (二十卷十五號)

目次
平沼内閣の補強とその前途
イタリヤのアルバニア占領
米國への金流入激化
第七十四議會通過の諸法律(下)
四、租稅政策 五、金融政策
六、鑛工業政策 七、農村政策
八、急迫せる肥料問題
天津手藝工人の家庭生活調査(上)

國際經濟週報

國內概観	四六倍列八十餘頁
海外概観	一、部 二十五錢 郵稅一錢
滿支ニユース	半ヶ年 六圓五十錢
海外ニユース	一ヶ年 十二圓五十錢
通商貿易情報	
國際商品情報	
銀行會社近況	
統計(財政、金融、貿易統計)	
金利、爲替、商品相場	
郵券三錢封入御申込を乞ふ	

!!を込申御時即乞

時事年鑑

昭和十四年版
理想的な年鑑・經濟的な年鑑
△どの頁を開いても取材の最新精確親切な年鑑!!
△どんな疑問でも之さへあればすぐ氷解する重寶な年鑑!!
△他のどの年鑑に比べても最大の内容を有する年鑑!!

價定	四六倍列八百餘頁
金	二圓五十錢
塗料内地	三十三錢
外 地	六十二錢
内容見本進呈御申込を乞ふ	

東京市京橋區
電話座八ノ九
同盟通信社
電話座銀三九七番
振替貯金口東京東五〇〇番

露光量違いにより重複撮影

週

報

昭和十一年十月一日第一日第一種郵便物認可
昭和十一年四月十九日發行

(毎週一回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行

新興資源による

企畫の再建と恒久化!!



ベークライト

(登録商標)

積層品
成型品
成型粉末
塗料
油溶性レジ

金屬その他の不足物資をベークライト製品によつて代替し、その恒久化を圖り新時代に適應する企畫を御立て下さい。使用個所に依つては不足物資以上の優秀な性能を發揮します。

説明書進呈

日本ベークライト株式會社

本社 東京市日本橋區室町二ノ二 營業所 赤坂區澁池十二

(判LA51格規定國はさ大の書本)